

平成25年度第2回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成25年11月5日（火）午後2時00分開議
- 2 場 所 流山市役所 第1庁舎3階 庁議室
- 3 出席委員 木村委員、大河原委員（西平井自治会）、星野委員、福山委員、
宇佐見委員、山崎委員（会長）、大貫委員（職務代理者）、國井委員、
清水委員、浅賀委員、石田委員、有賀委員、小糸委員、宮崎委員、
- 4 出 席 総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 倉井 操
事務局職員 総務課 課長補佐 鶴巻 浩二、事務員 村山 翼
関係課職員 西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所 次長 上野 勝一郎
コミュニティ課 課長 今井 隆明、課長補佐 須郷 和彦
- 5 議 題 字の区域及び名称の変更について
- 6 会議時間 開会 午後 2時00分
閉会 午後 3時00分
- 7 傍聴人 0人

<山崎会長>

皆様、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から、第2回流山市行政区域制度審議会を開会いたします。

まずはじめに、本日の会議の成立について申し上げます。流山市附属機関に関する条例第5条の規定により本日の会議は、委員17名中14名の出席、3名の欠席【中山委員、大河原委員（法務局）、中林委員（流山警察署）】となっておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、会議次第にしたがって会議を進行してまいります。報告事項について、事務局から説明をお願いします。

<遠藤総務部長>

総務部長の遠藤でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

<倉井総務部次長>

総務部次長の倉井でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。報告事項を申し上げます前に配布資料の確認をさせていただきます。

資料1として「字の区域及び名称の変更案2についての意見書」、

資料2として「西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区 字の区域及び名称の変更に係るスケジュール（概要）」、

資料3として「西平井・鰯ヶ崎地区、鰯ヶ崎・思井地区 字の区域及び名称の変更に係る法務局協議（報告）」です。

よろしいでしょうか。また前回同様、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは報告事項を申し上げます。報告事項は3点です。

1点目は、委員の皆様から提出していただいた変更案2に対する意見書についてです。9月19日付第2回審議会開催通知に併せて、変更案2に対する意見書の提出を、委員の皆様から事務局から依頼させていただき、提出された意見書を事務局でとりまとめました。

2点目ですが、タイムスケジュールについてです。第1回審議会におきまして、審議会全体のタイムスケジュールを作成してほしいとの要望がございましたので、事務局で作成いたしました。

次に3点目ですが、法務局と事務局で、区画整理事業に係る字の区域及び名称の変更について協議し、千葉地方法務局松戸支局の川本表示登記専門官より意見を賜ってきました。

報告は以上3点になります。報告事項の詳しい説明は審議の中で申し上げさせていただきたいと思えます。

<山崎会長>

ただいま事務局から報告がありました。1点目は委員の皆様の変更案2に対する意見書について。2点目は審議会全体のタイムスケジュールについて。3点目は、法務局協議についてです。何か意見のある方は挙手を願います。

《特に意見なし》

<山崎会長>

特に意見はないようですので、続きまして議題であります「字の区域及び名称の変更案について」の審議に移りたいと思えます。事務局から説明をお願いします。

<倉井総務部次長>

まず変更案及び変更案2について改めて説明いたします。スクリーンをご覧ください。

変更案につきましては、つくばエクスプレスを境に南側の区画整理区域内の区域を鱈ヶ崎一丁目、鱈ヶ崎二丁目としています。変更案2につきましては、変更案におきまして鱈ヶ崎一丁目、鱈ヶ崎二丁目としていた2つの字区域を1つの字区域とし、字名称を「三本松」としています。

変更案2につきましては、これまでに行われた地元説明会での意見、自治会からの意見書の中で「鱈ヶ崎、大字鱈ヶ崎、これに加えて鱈ヶ崎一丁目、鱈ヶ崎二丁目ができるとなると、鱈ヶ崎がつく字名が3つになり紛らわしい」という意見や「三本松という歴史ある名称を意識して字名称を検討してほしい」という意見が多く寄せられた点を勘案しています。

次に先ほど、報告事項におきまして申し上げました、変更案2に対する意見書についてです。皆様からの御意見を「字の区域について」と「字の名称について」の項目に分けて自治会、関係機関ごとに申し上げます。資料1を併せてご覧ください。

まず「字の区域について」ですが

鱈ヶ崎自治会、山崎会長から

「区画整理事業に伴う「字の区域」の設定において、市の提案通り2つの区域に分けるべきだと思います。南流山～宮園の道路を境として」という意見をいただいています。

次に鱈ヶ崎三本松自治会、清水委員から

「鱈ヶ崎一丁目、鱈ヶ崎二丁目とするのは、他の字の鱈ヶ崎と混同するので、賛成はできません。」

同自治会、浅賀委員から

「鱈ヶ崎に丁目はいらないと思います。今のままの住所、地番で良いと思います。」

同自治会、石田委員から

「案の鱈ヶ崎一丁目、鱈ヶ崎二丁目を、1つの区域とすることについては賛成です。」という意見をいただいております。

次に思井自治会、中山委員から

「字の区域及び名称の変更がバタバタしているように思えます。当該区

域においては焦らず、ひとまず保留とし、運動公園周辺地区の区画整理事業と一緒に行っていただきたい。」という意見をいただいております。

次に関係機関、流山郵便局、有賀委員から
「地番が整理されるのであれば、特に問題はありません。」

J A 流山支店、小糸委員から
「わかりやすい地名地番で、皆様が決定されることに異議はありません。流山支店の管轄は大字西平井で、思井・鰭ヶ崎地区についての異議はありません。」との意見をいただいております。

続いて「字の名称について」ですが、これには多くの意見がございました。

まず西平井自治会、木村委員から
「地域の皆様が決定されたことなので、良い名称だと思います。」
との意見をいただきました。

次に鰭ヶ崎自治会、山崎会長から
「基本的に従来通りの「鰭ヶ崎」の名称であるべきだと思います。「丁目」の扱いが妥当だと思います。なお、思井地区の一部が含まれていますが、思井地区全体の名称が変わるわけではなく、所属自治会の問題も無いと思われま。す。「鰭ヶ崎団地地区」についても現状のままよいと思われま。す。流鉄南側の「大字鰭ヶ崎地区」からも、何の異論も出ていないことからです。」

同自治会、福山委員から
「鰭ヶ崎三本松自治会等、関係機関の意見を尊重してほしいです。」

同自治会、宇佐見委員から
「当該区域の住民にも意見聴取しましたが、字名称を三本松とすることについては、馴染まないと思います。従来の鰭ヶ崎という名称を大切にしていきたい。ただし、「鰭ヶ崎1-1」の問題については、避ける

べき問題であると思います。」との意見をいただいております。

次に鱈ヶ崎三本松自治会、清水委員から

「変更案２で三本松としている区域は、思井の方も住んでいるため、三本松とするのは、平等でないと思います。また当該区域は現鱈ヶ崎よりも前から鱈ヶ崎という名称であったことから、歴史ある「鱈ヶ崎」という名称を尊重して字の名称を決めていただきたい。字の名称として「本鱈ヶ崎」を提案します。」

同自治会、浅賀委員から

「現状のままで、三本松は入れなくていいです。」

同自治会、石田委員から

「三本松という名称については少し考えます。理由は三本松という地名はあまり知られていません。私の案を提案します。鱈ヶ崎東を提案します。理由として、鱈ヶ崎という地名は、流山市では誰でも知っており、歴史もあります。雷神社、鱈ヶ崎小学校から見ても、東の方角にあると思いますので。」との意見をいただいております。

次に思井自治会、中山委員から

「思井という名称は絶対に残していただきたい。また思井という歴史ある名称を最大限尊重していただきたい。ただし思井という名称が最優先ではありますが、つくばエクスプレスや武蔵野線が通り全国的にも知名度のある「南流山」という名称を使うのもひとつの案だと思います。三本松という名称には反対です。」

同自治会、國井委員から

「思井という歴史ある名称を残してほしい。三本松という名称も良いとは思いますが、鱈ヶ崎の方の意見を尊重していただきたい。」との意見をいただいております。

続きまして報告事項の２点目で申し上げました審議会全体のスケジュールについて説明させていただきます。資料２及びスクリーンを併せて

ご覧ください。

第1回審議会が、8月19日（月）に開催され、第2回審議会が本日11月5日（火）になります。今後のスケジュールですが、12月20日（金）に第3回審議会の開催通知し、合わせて本日の審議をもとに作成します答申案を送付させていただきます。平成26年2月5日（水）に第3回審議会を開催し、答申案を完成させる予定です。

その後、市において26年度内に成案決定、議案用図書類を作成し、27年度9月に議会の議決を経て、28年度換地処分に併せて告示を行う予定です。

続きまして報告事項の3点目で申し上げました法務局との協議について申し上げます。法務局と事務局で区画整理事業に係る字の区域及び名称の変更について協議し、千葉地方法務局松戸支局の川本表示登記専門官より意見を賜ってきました。協議事項は、西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事業区域外の一部区域の取扱いについてです。

資料3の《以下川本表示登記専門官の意見》の部分を読み上げます。

西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事業に伴い換地処分が行われますと、区画整理区域内の地番が新たに1、2、3、4…と1から順番に振り直されることとなります。

区画整理区域外の一部区域(地図左上部分)は、平和台の区画整理事業の換地処分に伴い、地番の変更が行われた大字西平井3～6番の地区と、区画整理の行なわれていない大字西平井292、293、296、297、299、300番の地区となっております。

このうち3～6番の地区は新たに付す地番と重複してしまうことになります。このため3～6番の区域のみ、区画整理区域内と区別がつくよう、地番を大きな数、例えば100番から振り直させていただきます。

長くなりましたが、説明は以上になります。

<山崎会長>

ただいま事務局から説明がありました。

まずはじめに西平井の区域について確認いたします。西平井の区域に

おきましては変更案、変更案 2 とともに、3 つの字区域とし、字名称を西平井一丁目、西平井二丁目、西平井三丁目としておりますが、これにつきましては、変更案とおりとしましてよろしいでしょうか。

< 大河原委員（西平井自治会） >

私はこのとおりで良いと思います。

< 山崎会長 >

西平井にお住まいの大河原委員がこのとおり述べていますが、皆様、いかがでしょうか。

《 特に意見なし 》

< 山崎会長 >

特に意見がないようですので、この方向で進めたいと思います。

続きまして、つくばエクスプレスの南側の区域における字の区域と名称について審議したいと思います。

皆様からいただいた御意見を見ますと概ね「鰭ヶ崎の名称を尊重すべきである事、ただし鰭ヶ崎 1 - 1 問題に関しては考慮すべきである」との意見に集約できます。

まず鰭ヶ崎という名称を尊重することについて何か意見のある方はいますでしょうか。

< 各委員 >

異議なし。

< 山崎会長 >

ありがとうございます。字名称は「鰭ヶ崎」で進めたいと思います。

次に鰭ヶ崎 1 - 1 の問題についてです。仮に字名称を鰭ヶ崎一丁目とした場合、「鰭ヶ崎一丁目 1 番地」及び現「鰭ヶ崎 1 番地 1」は省略表記すると、ともに鰭ヶ崎 1 - 1 となり、混同してしまいます。

このことについて、事務局はどのようにお考えでしょうか。

<倉井総務部次長>

字名称を鱈ヶ崎一丁目とした場合、鱈ヶ崎一丁目と正しく表記せず、「鱈ヶ崎1」と表記される方が多い関係で、現鱈ヶ崎1番地の地番と混同し、郵便物の誤配等の可能性が考えられたことから、郵便局と協議をしました。富士見台の区域でも同じことが言えますが、このことについて郵便局から「配達員がしっかりとこのことを認識しているため、誤配等は基本的にありません。」との意見をいただいております。また法務局からは「一丁目」まで含めて1つの大字であるので問題はありませんとの意見をいただいております。

事務局としては、一丁目、二丁目と正しく表記していただくよう周知に努めるということで、郵便物の誤配等に関しては特に問題ないという協議結果でした。

<山崎会長>

このことについて、何か意見のある方は挙手を願います。

<石田委員>

やはり混同する場合はあると思うので、私は、「鱈ヶ崎東」という字名称を提案します。

<山崎会長>

貴重なご意見として賜ります。

<福山委員>

配達員の認識とは具体的にどういった位置付けですか。配達員も変わることもあると思いますので。

<倉井総務部次長>

今までの郵便局の体制及び経験から誤配等はなく、皆様が心配されるようなことはありませんとの回答を郵便局からいただいております。

<福山委員>

富士見台の区域でも郵便物の誤配等はないということによろしいですか。

<倉井総務部次長>

そのとおりです。

<福山委員>

富士見台という字名称になってどれくらい経つのですか。

<倉井総務部次長>

40年近く経過しており、このことが原因での誤配等はありません。

<宇佐見委員>

現鰯ヶ崎1番地の枝番はいくつあるのですか。また郵便物を宛先名称で配達すれば、いくらか誤配等のリスクはなくなるのではないのでしょうか。

<鶴巻課長補佐>

南流山の区画整理事業でできた鰯ヶ崎という区域ですが、ちょうど愛友会記念病院のところが鰯ヶ崎1番地の1となります。1番地で一つの街区となりますが、筆数で言いますと約20筆あり、2番地の街区もほとんど同じ筆数です。

<有賀委員>

ご質問のあったことについてですが、住所と名前を確認して配達することが原則となっておりますので、皆様にご迷惑のかからぬようさせていただきます。

<山崎会長>

鰯ヶ崎1-1の問題について、郵便物の誤配等はないとの見解を事務局からいただきましたこともあり、変更案の方向性がみえてまいりました。ただし、字区域を2つとし、鰯ヶ崎一丁目、鰯ヶ崎二丁目とするか、

もしくは字区域1つにするかについてははっきりしていない部分がありますので、このことについて皆様に意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

<福山委員>

字区域を1つとすると、字区域として大き過ぎるということはないですよ。

<山崎会長>

そうですね。ただ大きな道路がありますので、2つに分けたほうが今後管理しやすいのではないのでしょうか。

<山崎会長>

また当該区域は4つの自治会区域が交錯する区域であり、皆様からの意見書にも思井の名称を残してほしいとの意見が多くありました。

<大貫委員>

何人か地元の住民の方に意見を聞きましたが、思井を残してほしいという意見、三本松が良いという意見、鱈ヶ崎が良いという意見の3つがあがっており、意見はまちまちです。ただ当該区域においては、西平井の一部区域に関しても編入されること、また編入される思井の面積は鱈ヶ崎よりは小さいことを勘案すると、鱈ヶ崎という名称が妥当ではないかと思えます。

<大河原委員（西平井自治会）>

残りの思井地区で字名変更はないのですか。

<大貫委員>

運動公園周辺地区区画整理事業に伴って字名変更があると思いますが、その際には思井という名称を残していただきたい。ただし今回に関しては、面積的にも思井は小さいです。当該区域に住んでいる方から思井を絶対残してほしいとの強い意見もいただいておりますが、それを言うてはまとまりませんので、今回は鱈ヶ崎でやむを得ないかなと思えます。

<山崎会長>

鱈ヶ崎東、本鱈ヶ崎という案もあっていますが、まず「鱈ヶ崎」という名称は、地名として残すということで進めたいと思います。

また字区域を1つにするか2つとするかですが、これについてはいかがでしょうか。

<大河原委員（西平井自治会）>

ひらがなの「ひれがさき」としたらいかがでしょうか。

<山崎会長>

自治会がどうという話ではないですが、字区域を1つとすると、自治会区域も複雑になるのではないかと思いますので、私は2つに字区域を分けたほうが良いと考えます。

<宇佐見委員>

字名称に丁目を付すなら一丁目だけでなく二丁目までないとおかしいですからね。

<石田委員>

郵便物の誤配等の問題がなければ、一丁目、二丁目としても良いと思います。

<山崎会長>

道路を境に一丁目、二丁目としたほうが簡単に区分けでき良いのではないのでしょうか。行政的に字区域を2つに分けることについてはいかがですか。

<倉井総務部次長>

将来的なことも考えますと、道路を隔てて2つに一丁目、二丁目と分けるのが適正かと思います。

<木村委員>

今回はあくまでも、新しく造成された区域の変更なので、字区域に関しては、このような方向で良いのではないのでしょうか。
また字名称に関しては、鰭ヶ崎をひらがなにすると斬新だと思います。

<石田委員>

漢字のほうがいいのではないのでしょうか。

<福山委員>

電話等で住所を言うときに、ひらがなの「ひれがさき」と漢字の「鰭ヶ崎」が混同し、紛らわしくなります。

<木村委員>

あくまで区画整理区域内に関しては、字名変更が行われてもしょうがないと思います。

また区画整理区域外の方は変更後の手続きが大変です。区域外の西平井に関しても、今後字名称の変更の可能性がありますので、その際は、手続きの手間を省きたいという意見は多いです。

<山崎会長>

そのとおりですね。区画整理区域外の区域に関しても字名称の変更をしてほしいとの要望もありますが、このような手続きの手間を勘案すると、相当な負担ですので、必要最小限の範囲で行うのが妥当だと思います。

<山崎会長>

それでは西平井の区域に関しては、案のとおり。また鰭ヶ崎の区域に関しては、鰭ヶ崎一丁目、鰭ヶ崎二丁目という形で進めてよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<山崎会長>

ありがとうございます。ただいま皆様から、鰭ヶ崎一丁目、鰭ヶ崎二

丁目という形で進めるのが妥当であるとの意見をいただきましたので、答申案につきましては私と職務代理の大貫委員とで整理させていただき、それを事前に送らせていただきます。送ったものをご覧いただき、そのような内容でよろしいかどうか委員の皆様にご意見を賜りまして、第3回審議会に臨みたいと思っております。

それではその他に移ります。事務局から何かございますか。

<倉井総務部次長>

次回の審議会を2月5日（水）に開催しますのでよろしくお願いいたします。議題につきましては「字の区域及び名称の変更（答申）についての審議及び採決」ということにさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、会議録につきましては、前回と同様に作業させていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお答申案につきましては、12月20日に第3回審議会の開催通知と合わせて送付させていただきます。

事務局からは以上でございます。

<山崎会長>

先ほども申し上げましたとおり、次回の審議会は答申案について審議し、採決するという流れになると思いますので、議題はそのようになります。

審議会のルールとして最終的には採決となりますが、全委員の合意で決められたら素晴らしいことだと思っております。委員の皆様には、是非ともご出席くださるようよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり貴重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。